

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

- 政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (県政情報公開室) 一
- 県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課) 二
- 環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 (環境対策課) 二
- 社会福祉法施行細則の一部を改正する規則 (社会福祉課) 三
- 歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則 (医療整備課) 三
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 () 五
- 柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則 () 九
- 介護保険法に基づく指定調査機関及び指定情報公表センターの指定等に関する規則の一部を改正する規則 (長寿社会政策課) 一
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 一
- 職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則 (産業人材対策課) 一

告 示

- 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更 (財 政 課) 二
- 宮城県土地利用基本計画の変更 (地域振興支援課) 二
- 昭和五十三年宮城県告示第二百五十一号(保健所使用料等条例第二条の規定による使用料等の額)の一部改正 (保健福祉総務課) 二
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 二
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定 () 三

○特定計量器の定期検査の実施

○昭和四十二年宮城県告示第五百三十七号(奨励品種の指定)の一部改正

○県営土地改良事業の換地処分

○保安林の指定の解除

○保安林の指定の予定

○建設業の営業の停止

○道路占用料規程の一部を改正する告示

○平成十二年宮城県告示第四百九号(地方公所の指定)の一部改正

○宮城県美術館における図録売払代金の徴収事務の委託

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

○宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 (情報システム課) 一六

○地方機関等文書規程の一部を改正する訓令 (下水道課) 一六

○宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 () 一六

○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示 () 一七

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則 () 一八

○宮城県公報平成二三年号外第四七号中 () 二六

○宮城県規則第八号 () 二六

○政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 () 二六

平成二十四年三月二十三日 () 二六

宮城県知事 村 井 嘉 浩 () 二六

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則 () 二六

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年宮城県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

分 離 課 税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	先物取引の事業・雑所得		

宮城県規則第十号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年三月二十三日

○宮城県規則第十号
環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

環境影響評価条例施行規則（平成十一年宮城県規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして、「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び二項を加える。

（復興整備計画に記載された復興整備事業に関する特例）

- 第七十一条に規定する事業のほか、当分の間、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十六条第六項の規定により公表された同条第一項に規定する復興整備計画（以下「復興整備計画」という。）に記載された同条第二項第四号に規定する復興整備事業（以下「復興整備事業」という。）のうち、次に掲げるもの（同法第七十二条第一項に規定する特定復興整備事業を除く。）であつて、あらかじめ、当該復興整備計画を作成した同法第四十六条第三項に規定する被災関連市町村等が知事に届出をしたものについては、条例第六十二条第一項に規定する事業となる。
- 一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の建設及び改良の事業
- 二 土地区画整理事業（主として住居の災害復旧又は移転を目的とするものに限る。）
- 三 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第三十二号）第二条第二項に規定する集団移転促進事業として行われる住宅団地造成事業
- 四 複合事業であつて、第二号又は前号に掲げる事業を一体的に施行するもの

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九号

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

県税に関する証明等手数料条例施行規則（昭和三十四年宮城県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「平成二十四年三月三十一日」を、「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

- 前項の届出は、次に掲げる書類を添付してするものとする。
 - 当該届出に係る事業が復興整備計画に記載された復興整備事業であることを明らかにする書類
 - 当該届出に係る事業の内容を明らかにする書類

別表第一備考第五号中「第一欄」を「第二欄」に、「分類は、」の下に「統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成二十一年総務省告示第

百七十五号)に定める」を加え、「(平成十九年総務省告示第六百十八号)を削る。

別表第二の一の項3中、「第十条第一項」を、「若しくは第十八条第一項若しくは第四項の許可又は同項の規定による協議」を、「の許可又は第十八条第二項若しくは第三項の規定による届出の受理」に改め、同項5及び6中、「同意」を、「規定による協議」に改め、同表一の項6及び7中、「同意」を、「規定による協議」に改め、同項10中、「農業振興地域の整備に関する法律」の下に、「昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同表三の項1中、「昭和六十一年法律第九十二号)」を削り、同項2中、「(大正十年法律第七十六号)」を削り、同項3及び4中、「同意」を、「規定による協議」に改め、同表四の項1及び十の項中、「第七項」を、「第八項」に改める。

別表第三の一の項3中、「第十条第一項」を、「若しくは第十條第一項」に、「若しくは第十八条第一項若しくは第四項の許可の申請又は同項の規定による協議」を、「の許可の申請又は第十八条第二項若しくは第三項の規定による届出」に改め、同表四の項1及び十の項中、「第七項」を、「第八項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の一の項3及び別表第三の一の項3の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第五号)附則第四十八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における環境影響評価条例(平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。)(第二条第二項に規定する第一種事業又は同条第三項に規定する第二種事業に係る条例第六条第二項に規定する免許等、条例第二十二條の規定による第一種事業評価書(条例第二十一条に規定する第一種事業評価書をいう。)(の送付時期及び条例第三十四条の規定による第二種事業評価書(条例第三十三条に規定する第二種事業評価書をいう。)(の送付時期については、改正後の環境影響評価条例施行規則別表第二の一の項3及び別表第三の一の項3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十一号

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

社会福祉法施行細則(昭和二十九年宮城県規則第十号)の一部を次のように改正する。
第五条及び第六条を削り、第七条を第五条とし、第八条を第六条とし、第九条を第七条とする。
様式第八号及び様式第九号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十二号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則(昭和五十七年宮城県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「法に基づく命令」を、「歯科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号。以下「政令」という。)(及び歯科技工士法施行規則(昭和三十年厚生省令第二十三号。以下「省令」という。)(に改める。

第二条の見出しを、「(届出書の様式)」に改め、同条中「法に基づく」を削り、同条第一号中「第二十一条第一項前段」を、「法第二十一条第一項前段」に改め、同条第二号中「第二十一条第一項後段」を、「法第二十一条第一項後段」に改め、同条第三号中「第二十一条第二項」を、「法第二十一条第二項」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(書類の経由)

第二条 法、政令及び省令の規定により知事又は知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類(歯科技工士養成所に係るものを除く)は、それぞれ歯科技工所の所在地又は提出者の住所地を所管する保健所長を経由しなければならない。

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

歯科技工所開設届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所
開設者の氏名

印

(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

下記のとおり歯科技工所を開設したので、歯科技工士法第21条第1項前段の規定により届け出ます。

記

1 歯科技工所の名称	〒	電話 ()
2 開設の場所	住所	氏名
3 管理者の住所及び氏名	業務に従事する歯科技工士の氏名	構造設備の概要及び平面図
4 業務に従事する歯科技工士の氏名	構造設備の概要及び平面図	開設の年月日
5 構造設備の概要及び平面図	別添のとおり	年 月 日
6 開設の年月日		

添付書類

- 1 構造設備の概要及び平面図
- 2 管理者の履歴書
- 3 管理者及び業務に従事する歯科技工士の免許証の写し
- 4 開設者が法人の場合は、登記事項証明書及び定款又は寄附行為

様式第2号(第3条関係)

歯科技工所開設届出事項変更届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所
開設者の氏名

印

(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

下記のとおり開設事項の一部を変更したので、歯科技工士法第21条第1項後段の規定により届け出ます。

記

1 歯科技工所の名称	〒	電話 ()
2 開設の場所	変更した事項(該当する番号を○で囲むこと。)	(1)開設者の住所及び氏名 (2)歯科技工所の名称 (3)開設の場所 (4)管理者の住所及び氏名 (5)業務に従事する歯科技工士の氏名 (6)構造設備の概要及び平面図
3 変更した事項(該当する番号を○で囲むこと。)	変更後	変更前
4 変更の内容	変更後	変更前
5 変更の年月日	年 月 日	年 月 日

添付書類

- 1 3の変更した事項が(4)に該当する場合は、管理者の履歴書及び免許証の写し
- 2 3の変更した事項が(5)に該当する場合は、歯科技工士の免許証の写し
- 3 3の変更した事項が(6)に該当する場合は、変更前及び変更後を明らかにした構造設備の概要及び平面図
- 4 開設者が法人であって3の変更した事項が(1)に該当する場合は、登記事項証明書

様式第3号(第3条関係)

歯科技工所休止(廃止・再開)届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所
開設者の氏名

印

(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

下記のとおり歯科技工所を休止(廃止・再開)したので、歯科技工士法第21条第2項の規定により届け出ます。

記

1 歯科技工所の名称		
2 開設の場所	〒	電話 ()	
3 届出の種類(該当する事項を○で囲むこと。)	休止	廃止	再開
4 休止(廃止・再開)年月日(休止の場合は休止予定期間)	年 月 日	(年 月 日から	年 月 日まで)
5 休止(廃止・再開)の理由			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の歯科技工士法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の歯科技工士法施行細則の規定によるものとみなす。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十三号

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則(昭和五十七年宮城県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「提出者の住所地又は」を削り、「所在地」の下に、「次条第四号及び第五号に規定する届出に係る書類にあつては施術者の住所地、同条第六号に規定する届出に係る書類にあつては滞在して業務を行おうとする地」を加える。

第三条の見出し中「申請書等」を「届出書」に改め、同条中「申請等」を「届出」に改め、同条第四号中「省令第二十三条前段(省令第二十七条)」を「法第九条の三前段(法第十二条の二第二項)」に改め、同条第五号中「省令第二十三条後段(省令第二十七条)」を「法第九条の三後段(法第十二条の二第二項)」に改め、同条第六号中「省令第二十四条(省令第二十七条)」を「法第九条の四(法第十二条の二第二項)」に改める。

様式第一号から様式第六号までを次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

施術所開設届出書

年月日

宮城県知事

殿

開設者の住所
開設者の氏名

印

(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

下記のとおり施術所を開設したので、あん摩ワットサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項前段(同法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

記

1 施術所の名称 フリガナ				
2 開設の場所	〒				
	電話	()			
3 業務の種類(該当する業務を○で囲むこと。)	あん摩	ワットサージ	指圧	はり	きゆう
4 業務に従事する(施術者の氏名以外は該当する氏名欄に○印を付けること。)	氏名	免 許 種 別	目が見えない者		
		あん摩ワットサージ師	はり師	きゆう師	
5 構造設備の概要及び平面図	別添のとおり				
6 開設の年月日	年	月	日		

添付書類

- 1 構造設備の概要及び平面図
- 2 業務に従事する施術者の免許証の写し
- 3 開設者が法人の場合は、登記事項証明書及び定款又は寄附行為

様式第2号(第3条関係)

施術所開設届出事項変更届出書

年月日

宮城県知事

殿

開設者の住所
開設者の氏名

印

(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

下記のとおり施術所開設届出事項の一部を変更したので、あん摩ワットサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項後段(同法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

記

1 施術所の名称 フリガナ		
2 開設の場所	〒		
	電話	()	
3 変更した事項(該当する番号を○で囲むこと。)	(1)開設者の住所及び氏名		
	(2)施術所の名称		
4 変更の内容	変更後	(3)開設の場所	
	変更前	(4)業務の種類(あん摩、ワットサージ、指圧、はり、きゆうの別)	
		(5)業務に従事する施術者の氏名、免許種別	
		(6)構造設備の概要及び平面図	
5 変更の年月日	年	月	日

添付書類

- 1 3の変更した事項が(3)に該当する場合は、施術者の免許証の写し
- 2 3の変更した事項が(6)に該当する場合は、変更前及び変更後を明らかにした構造設備の概要及び平面図
- 3 開設者が法人にあって変更した事項が3の(1)に該当する場合は、登記事項証明書

様式第 3 号 (第 3 条関係)

施術所休止 (廃止・再開) 届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所
開設者の氏名
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

印

下記のとおり施術所を休止 (廃止・再開) したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第 9 条の 2 第 2 項 (同法第 12 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により届け出ます。

記

1 施術所の名称 フリカサ
2 開設の場所	〒 電話 ()
3 届出の種類別 (該当する事項を○で囲むこと。)	休止 廃止 再開
4 休止 (廃止・再開) 年月日 (休止の場合は休止予定期間)	年 月 日 (年 月 日から 年 月 日まで)
5 休止 (廃止・再開) の理由	

様式第 4 号 (第 3 条関係)

出張業務開始届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

施術者の住所
施術者の氏名
電話 ()

印

下記のとおり専ら出張のみによる業務を開始したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第 9 条の 3 前段 (同法第 12 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により届け出ます。

記

1 主な出張の範囲	
2 業務の種類 (該当する業務を○で囲むこと。)	あん摩 マッサージ 指圧 はり きゆう
3 業務開始年月日	年 月 日

添付書類 免許証の写し

様式第5号(第3条関係)

出張業務の休止(廃止・再開)届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

施術者の住所
施術者の氏名
電話 () 印

下記のとおり専ら出張のみによる業務を休止(廃止・再開)したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の3後段(同法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

記

1 業務の種類(該当する業務を○で囲むこと。)	あん摩	マッサージ	指圧	はり	きゆう
2 届出の種類(該当する事項を○で囲むこと。)		休止	廃止	再開	
3 休止(廃止・再開)年月日(休止の場合は休止予定期間)	年	月	日()	年	月
4 休止(廃止・再開)の理由					

様式第6号(第3条関係)

県内滞在業務届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

施術者の住所
施術者の氏名
電話 () 印

下記のとおり県内に滞在して業務を行いたいので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の4(同法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

記

1 業務を行う場所	〒					
	電話 ()					
2 業務の種類等(該当する欄に○印を付けること。)	あん摩	マッサージ	指圧	はり	きゆう	目が見えない者
3 業務を行う期間	年	月	日()	年	月	日まで

添付書類 免許証の写し

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正前のおん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後のおん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十四号

柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則

柔道整復師法施行細則(昭和五十七年宮城県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

- 第一条中「関し」の下に「、柔道整復師法施行規則(平成二年厚生省令第二十号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、を加える。

第一条中「法」の下に「及び省令」を加え、「提出者の住所地又は」を削る。

第三条の見出し中「申請書等」を「届出書」に改め、同条中「申請等」を「届出」に改める。

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

様式第一号(第3条関係)

施術所開設届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

開設者の住所
開設者の氏名
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
印

下記のとおり施術所を開設したので、柔道整復師法第19条第1項前段の規定により届け出ます。

記

1 施術所の名称 <small>テリカチ</small>
2 開設の場所	〒 電話 ()
3 業務に従事する 柔道整復師の氏名	
4 構造設備の概要 及び平面図	別添のとおり
5 開設の年月日	年 月 日

添付書類

- 1 構造設備の概要及び平面図
- 2 業務に従事する柔道整復師の免許証の写し
- 3 開設者が法人の場合は、登記事項証明書及び定款又は寄附行為

様式第2号(第3条関係)

施術所開設届出事項変更届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所
開設者の氏名
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

印

下記のとおり施術所開設届出事項の一部を変更したので、柔道整復師法第19条第1項後段の規定により届け出ます。

記

1 施術所の名称 フリガナ	
2 開設の場所	〒	電話 ()
3 変更した事項(該当する番号を○で囲むこと。)	(1)開設者の住所及び氏名 (2)施術所の名称 (3)開設の場所 (4)業務に従事する柔道整復師の氏名 (5)構造設備の概要及び平面図	
4 変更の内容	変更後	
	変更前	
5 変更の年月日	年	月 日

添付書類

- 3の変更した事項が(4)に該当する場合は、柔道整復師の免許証の写し
- 3の変更した事項が(5)に該当する場合は、変更前及び変更後を明らかにした構造設備の概要及び平面図
- 開設者が法人にあって3の変更した事項が(1)に該当する場合は、登記事項証明書

様式第3号(第3条関係)

施術所休止(廃止・再開)届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所
開設者の氏名
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

印

下記のとおり施術所を休止(廃止・再開)したので、柔道整復師法第19条第2項の規定により届け出ます。

記

1 施術所の名称 フリガナ	
2 開設の場所	〒	電話 ()
3 届出の種類(該当する事項を○で囲むこと。)	休止	廃止 再開
4 休止(廃止・再開)年月日(休止の場合は休止期間)	年 月 日	(年 月 日から 年 月 日まで)
5 休止(廃止・再開)の理由		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正前の柔道整復師法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の柔道整復師法施行細則の規定によるものとみなす。

介護保険法に基づく指定調査機関及び指定情報公表センターの指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十五号

介護保険法に基づく指定調査機関及び指定情報公表センターの指定等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法に基づく指定調査機関及び指定情報公表センターの指定等に関する規則(平成十八年宮城県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第百十五條の三十第一項」を「第百十五條の三十六第二項」に、同条第二項中「第百十五條の三十六第二項」を「第百十五條の四十二第二項」に改める。

第四条中「第百十五條の三十五(法第百十五條の三十六第三項)を「第百十五條の四十一(法第百十五條の四十二第三項)に改める。

様式第一号中「第115條の30第1項」を「第115條の36第1項」に改める。
様式第二号中「第115條の36第1項」を「第115條の42第1項」に改める。

様式第四号中「第115條の35」を「第115條の41」に、「第115條の36第3項」を「第115條の42第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正前の介護保険法に基づく指定調査機関及び指定情報公表センターの指定等に関する規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の介護保険法に基づく指定調査機関及び指定情報公表センターの指定等に関する規則の規定によるものとみなす。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十六号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十四年宮城県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表中「150万円」を「147万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前の入院に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十七号

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則

職業訓練給付金支給規則(昭和五十年宮城県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。
第五条第二項中「七百元」を「五百円」に改め、「応じて」の下に「四十日分を限度として」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正後の職業訓練給付金支給規則第五条第二項の規定は、平成二十四年四月分以後の受講手当の支給について適用し、同年三月分以前の受講手当の支給については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第二百四十四号
 全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に熊本市を加えるものとし、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更した。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三条第二号中「相模原市」の下に「、熊本市」を加える。

第六条中「委員九人」を「委員十人」に改める。

附 則

1 この規約は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）（第八条第一項の規定により平成二十五年三月三十一日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第八条第二項の規定にかかわらず、同日までとする。）

○宮城県告示第二百四十五号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により定められた宮城県土地利用基本計画を変更したので、同条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

その関係図書は、宮城県庁（震災復興・企画部地域復興支援課）において縦覧に供する。
 平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更した地区及び変更の内容

変更した地域の名称	市町村名	変更した地区	変更の内容
仙台農業地域	仙台市	若林区荒井字遠藤西、同字丑ノ頭、長喜城字宮前及び同字山神の各一部	十八ヘクタールを縮小
登米森林地域	登米市	若林区蒲町字南の全部、南小泉字梅木、荒井字梅ノ木、同字札屋敷及び蒲町の各一部	五十ヘクタールを縮小
栗原森林地域	栗原市	迫町北方字東富永及び同字太田河の各一部	十八ヘクタールを縮小
大和森林地域	大和町	高清水京の沢の一部	四ヘクタールを縮小
大衡森林地域	大衡村	テクノヒルズの一部	三十一ヘクタールを縮小
		中央平の一部	五十八ヘクタールを縮小

白石森林地域	白石市	ときわ台の一部	八ヘクタールを縮小
巨理森林地域	巨理町	白川内親字大沢山の一部 逢隈上郡字山入の一部	二ヘクタールを縮小 五ヘクタールを縮小

○宮城県告示第二百四十六号

昭和五十三年宮城県告示第二百五十一号（保健所使用料等条例第二条の規定による使用料等の額の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、表三の項中「七〇」を「五〇」に、「一、〇四〇」を「一、〇〇〇」に改める改正規定は、平成二十四年三月二十三日から施行する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表三の項中「五六〇」を「八〇〇」に、「七〇」を「五〇」に、「一、〇四〇」を「一、〇〇〇」に、「三五〇」を「四〇〇」に、「一、二二〇」を「一、三〇〇」に、「五、〇〇〇」を「五、二〇〇」に改める。

○宮城県告示第二百四十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇三〇〇一六	生活介護事業あすなろ 塩竈市今宮町十番二十号	生活介護	社会福祉法人あしたば福祉会	平成二十四年四月一日
〇四一〇七〇〇三三	びっぴ名取 名取市増田一丁目十三番一号	児童デイサービス	特定非営利活動法人ひよこ会	平成二十四年三月一日
〇四一五二〇〇五二八	工房しらかば 仙台市青葉区中山三丁目二十番十五号	生活介護	社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会	平成二十四年四月一日
〇四一五四〇〇四六四	大野田はぎの苑 仙台市太白区大野田字宮脇十番一号	生活介護	社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会	平成二十四年四月一日
〇四一五四〇〇四七二	こぶし 仙台市太白区八木山本町一丁目四十三番	生活介護	社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会	平成二十四年四月一日

〇四一五四〇〇四八〇	地 仙 台 市 八 木 山 市 民 セ ン ター 三 階	生 活 介 護	社 会 福 祉 法 人 仙 台 市 手 を つ な く 育 成 会	平 成 二 十 四 年 四 月 一 日
〇四一五四〇〇四九八	大 き な ボ ッ ケ 仙 台 市 青 葉 区 落 合 三 丁 目 十 二 一 二 五	就 労 継 続 支 援 A 型	社 会 福 祉 法 人 ぼ っ け コ ミ ュ ニ ティ イ ネ ッ ト ワ ー ク	平 成 二 十 四 年 四 月 一 日

○宮城県告示第二百四十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	施設の名称及び所在地	施設障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇六〇〇〇四三	白石陽光園 白石市福岡長袋字小倉山十四番地の二	生活介護	社会福祉法人 白石陽光園	平成二十四年 四月一日
〇四一〇六〇〇〇六八	白石寿光園 白石市福岡長袋字小倉山十一番地の一	生活介護	社会福祉法人 白石陽光園	平成二十四年 四月一日
〇四一五四〇〇五六三	榎祥ワークキャンパス 仙台市太白区茂庭人來田東十番三号	生活介護	社会福祉法人 共生福祉会	平成二十四年 四月一日

○宮城県告示第二百四十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十四年 五月九日	美里町 小牛田	午前十時三十分から 午後三時まで	美里町本庁舎車庫棟
同日 五月十日	美里町 小牛田	午前十時三十分から 午後三時まで	美里町本庁舎車庫棟

五月十一日	美里町	南郷	午前十時三十分から 午後三時まで	美里町南郷庁舎車庫棟
五月十四日	涌谷町	笹岳	午前十時三十分から 正午まで	笹岳公民館
五月十四日	涌谷町	涌谷	午後一時三十分から 午後三時まで	涌谷町くがね創庫さくら館
五月十五日	涌谷町	涌谷	午後三時三十分から 午後三時まで	涌谷町くがね創庫さくら館
五月二十一日	大崎市	三本木	午後三時三十分から 午後三時まで	三本木野球場
同日 五月二十二日	大崎市	田尻	午後三時三十分から 午後三時まで	田尻保健センター
同日 五月二十三日	大崎市	鹿島台	午後三時三十分から 午後三時まで	鎌田記念ホール
同日 五月二十四日	大崎市	松山	午後三時三十分から 午後三時まで	松山青少年交流館
同日 五月二十八日	大崎市	岩出山	午前十時三十分から 午後三時まで	岩出山総合支所車庫
同日 五月二十九日	大崎市	岩出山	午後三時三十分から 午後三時まで	岩出山総合支所車庫
同日 五月三十日	大崎市	鳴子	午前十一時から 午後四時まで	鳴子公民館
同日 五月三十一日	大崎市	鳴子	午前九時から 午後二時まで	鳴子公民館
同日 六月四日	大崎市	古川(長岡・富永・宮沢・清滝)	午後三時三十分から 午後三時まで	長岡地区公民館
同日 六月五日	大崎市	古川(西古川・志田・高倉)	午前十時三十分から 午後三時まで	西古川地区公民館
同日 六月七日	大崎市	古川(敷玉・全域)	午前十時三十分から 午後三時まで	古川保健福祉プラザ(Fプラザ)
同日 六月八日	大崎市	古川(全域)	午前十時三十分から 午後三時まで	古川保健福祉プラザ(Fプラザ)
同日 六月十一日	大崎市	古川(全域)	午前十時三十分から 午後三時まで	古川保健福祉プラザ(Fプラザ)

○宮城県告示第二百五十号

昭和四十二年宮城県告示第五百三十七号（奨励品種の指定）の一部を次のように改正し、平成二十四年三月二十三日から施行する。

平成二十四年三月二十三日

第三号の表中

宮城県知事 村 井 嘉 浩

あやこがね	ホウレイ エンレイ	平一	八・三	一〇・一二	草蓐状	難	中	白	八五	四・二	四八	黄	黄	球	上	山間高冷 地を除く 県下一円	中生、良質、多収、ダイ ズモザイク病抵抗性強、 晩播適応性大
あやこがね	ホウレイ エンレイ	平一	八・三	一〇・一二	草蓐状	難	中	白	八五	四・二	四八	黄	黄	球	上	山間高冷 地を除く 県下一円	中生、良質、多収、ダイ ズモザイク病抵抗性強、 晩播適応性大
スヌユタカ	刈系五二号 東北三五号	昭五八	八・四	一〇・一二	草蓐状	難	中	灰白	八二	四・八	五五	黄白	黄	扁球	上	県下一円	中生、中粒、良質、多収、 ウィルス、シストセン チユウ抵抗性強、晩播適 応性大

を

あやこがね	ホウレイ エンレイ	平一	八・三	一〇・一二	草蓐状	難	中	白	八五	四・二	四八	黄	黄	球	上	山間高冷 地を除く 県下一円	中生、良質、多収、ダイ ズモザイク病抵抗性強、 晩播適応性大
-------	--------------	----	-----	-------	-----	---	---	---	----	-----	----	---	---	---	---	----------------------	--------------------------------------

に改める。

○宮城県告示第二百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

金生地区

二 処分の年月日

平成二十四年三月十六日

○宮城県告示第二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

宮城郡七ヶ浜町吉田浜字寺山一〇の一

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市花山字本沢金沢一の一、字本沢熊倉二九の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字本沢金沢一の一・字本沢熊倉二九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百五十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

平成二十四年三月十五日

二 被処分者の商号又は名称

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
サンダイ工業株式会社 佐久間 一志	白石市越河五賀字荒屋敷二十三番地	般・二十一 第一万五千七百一十二号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

2 営業停止期間

平成二十四年三月二十九日から同年三月三十一日までの三日間

四 処分の原因となった事実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十六条の二の規定に違反して廃棄物を焼却したため、同法第二十五条第一項第十五号の罪による罰金刑が大河原簡易裁判所の略式命令により科せられたこと。

○宮城県告示第二百五十五号

道路占用料規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路占用料規程の一部を改正する告示

道路占用料規程（平成九年宮城県告示第四百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「公共的団体が設置する」を削り、同条第二十四号中「社団法人宮城県建設センター」を「公益社団法人宮城県建設センター」に、「財団法人宮城県建築住宅センター」を「一般財団法人宮城県建築住宅センター」に改める。

第三条第一項第六号及び第七号を次のように改める。

六 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものに限る。） 条例に定める占用料の十分の二に相当する金額を減じた金額

七 前号に掲げる占用物件と一体不可分な物件（変圧器等の地上機器を含む。） 条例に定める占用料の九分の八に相当する金額を減じた金額

附則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の道路占用料規程の規定は、この告示の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

○宮城県告示第二百五十六号

平成十二年宮城県告示第四百九号（地方公所の指定）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第六号中「農業・園芸総合研究所」を「農業大学校、農業・園芸総合研究所」に改める。

第八号中「第二工業高等学校」の下に、「美田園高等学校」を加える。

○宮城県告示第二百五十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県美術館における図録売払代金の徴収事務を平成二十四年三月八日次のとおり委託した。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

東京都杉並区和泉一丁目三十五番十四号

株式会社オークコーポレーション

二 委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県電子県庁共通基盤システムに係るアプリケーション保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十四年三月十三日

四 落札者の名称及び所在地 e.mingi 共通基盤システムサポート企業連合 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号

五 落札金額 四千九百十四万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十四年一月三十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十四年度 長契阿下管三五〇〇一・B01号 流域下水道指定管理者監督・評価業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 土木部下水道課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十四年二月十三日

四 契約の相手方の氏名及び住所又は所在地 財団法人宮城県下水道公社 仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

五 契約金額 四千三百五十万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号該当

教 育 委 員 会

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年三月二十三日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第三号
宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

宮城県仙台第一高等学校
宮城県仙台第二高等学校
宮城県仙台第三高等学校
宮城県宮城第一高等学校
宮城県仙台一華高等学校
宮城県仙台三桜高等学校
宮城県泉高等学校
宮城県仙台南高等学校
宮城県仙台南高等学校
宮城県泉松陵高等学校
宮城県仙台南高等学校
宮城県仙台南高等学校
宮城県仙台西高等学校
宮城県宮城広瀬高等学校
宮城県仙台東高等学校

第二十六の表中

仙台市

を

宮城県仙台第一高等学校	宮城県仙台第一高等学校	宮城県仙台第三高等学校	宮城県宮城第一高等学校	宮城県仙台二華高等学校	宮城県仙台三枝高等学校	宮城県泉高等学校	宮城県仙台向山高等学校	宮城県仙台南高等学校	宮城県泉松陵高等学校	宮城県泉館山高等学校	宮城県仙台西高等学校	宮城県宮城広瀬高等学校	宮城県仙台台東高等学校	宮城県宮城野高等学校	宮城県美田園高等学校
仙台市															

宮城県宮城野高等学校	宮城県工業高等学校	宮城県第二工業高等学校
------------	-----------	-------------

に改める。

○宮選管告示第三十五号

選挙管理委員会

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則

別表中「宮城県宮城野高等学校 宮高」を「宮城県宮城野高等学校 宮高」に改める。
 「宮城県工業高等学校 宮工」を「宮城県美田園高等学校 美高」に改める。
 「宮城県工業高等学校 宮工」を「宮城県工業高等学校 宮工」に改める。

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会 教育長 小林 伸一

平成二十四年三月二十三日

○宮城県教育委員会訓令甲第一号

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

宮城県宮城野原公園総合運動場(宮城球場及び駐車場以外の施設)	仙台市	宮城県スポーツ振興財団・ミスノグループ	同
宮城県第一総合運動場(宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ポート場以外の施設)	仙台市	宮城県スポーツ振興財団・ミスノグループ	同

に改める。

別表第三中

宮城県宮城野原公園総合運動場(駐車場以外の施設)及び宮城県第二総合運動場(宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ポート場以外の施設)	仙台市	財団法人宮城県スポーツ振興財団	同
--	-----	-----------------	---

を

宮城県工業高等学校	宮城県第二工業高等学校
-----------	-------------

宮城県公安委員会規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成二十七年三月二十三日

宮城県公安委員会委員長

榎 山 公 夫

宮城県公安委員会規則の一部を改正する規則

宮城県公安委員会規則第2号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十三日

宮城県公安委員会委員長

公安委員会

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月23日

宮城県公安委員会委員長 榎山 公夫

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号を次のように改める。

(2) 最高速度の規制（当該規制が高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）にあつては100キロメートル毎時を、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超え

る場合を除く。）の対象から除く車両は、専ら交通の取締りに従事する自動車とする。

第14条第8号中「原動機付自転車（）」の次に「内閣府関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める件（平成23年内閣府告示

第12号）別表に規定する搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業に係る公道における搭乗型移動

支援ロボットの使用に関する実験において使用されるものを除く。」を加える。

第22条第10号中「の歩行又は移動を伴う」を「、移動に用いる用具等の」に改める。

第28条中「身体機能の検査」を「法第102条第5項の規定による臨時の適性検査」に改める。

第29条を次のように改める。

（免許に係る申請等）

第29条 公安委員会に対して行う法第6章の自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）

の運転免許（以下この条において「免許」という。）に関する申請等は、次の表の左欄に掲げる免許センター又は警察署において、交通部運転免許課長又は警察署長を経由して行うことができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる免許センター又は警察署においては、それぞれ同表の右欄に掲げる免許事務を行うものとする。

免許センター又は警察署	免許事務の種類
1 宮城県運転免許センター（仙台市梁川区石巻高倉65番地） 2 宮城県警察石巻運転免許センター（東松島市赤井字南一134番地） 3 宮城県警察古川運転免許センター（大崎市長古川大宮三丁目4番30号） 4 宮城県警察仙南運転免許センター（柴田郡大河原町字南平3番地の1）	1 法第89条第2項の規定による検査の申請の受理（ただし、宮城県運転免許センターに限る。） 2 法第91条の規定による運転免許センターによる自動車等の種類に限定解除審査の申請の受理 3 法第91条の規定による免許の付与及び変更の申請の受理（ただし、宮城県運転免許センター以外で行う申請の受理は、技能審査が免除される者に限る。） 4 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理 5 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理 6 法第97条第1項の規定による小型特殊免許及び原付免許の運転免許試験を受験する者の申請の受理 7 法第97条の2第1項第2号の規定による卒業証明書又は修了証明書を有する者に対する当該卒業証明書又は修了証明書に添付された写真の申請の受理 8 法第97条の2第1項第3号の規定による特定失効者の申請の受理 9 法第97条の2第1項第4号の規定による大型自動車、中型自動車又は普通自動車に係る仮免許試験を受験する者の申請の受理 10 施行規則第28条に規定する運転免許試験成績証明書等の交付 11 法第100条の2第5項の規定による再試験の受験の申込みの受理（ただし、宮城県運転免許センターに限る。） 12 法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請及び法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証の更新の受理 13 法第101条の2の2第1項の規定による免許証の更新の申請の受理（ただし、宮城県運転免許センターに限る。） 14 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請の受理 15 法第107条第1項及び第107条の10第1項の規定による運転免許証等の返納の受理 16 法第107条の7第2項の規定による国外運転免許証の交付の申請の受理
気仙沼警察署 （気仙沼市赤岩杉ノ沢47番地6）	1 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理 2 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請の受理 3 法第107条第1項及び第107条の10第1項の規定による運転免許証等の返納の受理

<p>南三陸警察署 (南三陸町志津川字沼田150番地118)</p>	<p>4 気仙沼警察署の管轄区域に住所を有する者に 対する次の事務 規定による条件の変更（眼鏡等 の条件の変更に限る。）の申請の受理 (1) 法第91条の2第1項の規定による免許証の再交 付の申請の受理 (2) 法第94条第2項の規定による免許証の再交 付の申請の受理 (3) 法第97条第1項の運転免許試験を受験する者 の申請の受理 (4) 法第97条第2号の規定による規定による者 の申請の受理 (5) 法第97条第1項の規定による免許証の記載事 項の変更の届出の受理 (6) 法第104条の4第1項の規定による免許の取 消しの申請の受理 (7) 法第107条第1項及び第107条の10第1項の規 定による運転免許証等の返納の受理 (8) 南三陸警察署の管轄区域に住所を有する者に 対する 次の事務 (1) 法第91条の規定による条件の変更（眼鏡等 の条件の変更に限る。）の申請の受理 (2) 法第94条第2項の規定による免許証の再交 付の申請の受理 (3) 法第101条第1項の規定による免許証の更新 の申請及び法第101条の2第1項の規定による 更新期間前における免許証の更新の申請の 受理</p>
--	---

<p>1 若柳警察署 (栗原市若柳字川北原畑 4 番地 4) 2 築館警察署 (栗原市築館字留場中田201番地の2) 3 鳴子崎警察署 (大崎警察署 子温泉字車湯92番地12) 4 白石警察署 (白石市大字平森合字清水田 4 番地 1) 5 角田警察署 (角田警察署 田字扇町 5 番地 7) 6 亘理警察署 (亘理郡亘理町字日鏡61番地21)</p>	<p>1 法第94条第1項の規定による免許証の記載事 項の変更の届出の受理 2 法第104条の4第1項の規定による免許の取 消しの申請の受理 3 法第107条第1項及び第107条の10第1項の規 定による運転免許証等の返納の受理 4 南三陸警察署の管轄区域に住所を有する者に 対する 次の事務 (1) 法第91条の規定による条件の変更（眼鏡等 の条件の変更に限る。）の申請の受理 (2) 法第94条第2項の規定による免許証の再交 付の申請の受理 (3) 法第101条第1項の規定による免許証の更新 の申請及び法第101条の2第1項の規定による 更新期間前における免許証の更新の申請の 受理</p>
---	--

<p>1 若柳警察署 (栗原市若柳字川北原畑 4 番地 4) 2 築館警察署 (栗原市築館字留場中田201番地の2) 3 鳴子崎警察署 (大崎警察署 子温泉字車湯92番地12) 4 白石警察署 (白石市大字平森合字清水田 4 番地 1) 5 角田警察署 (角田警察署 田字扇町 5 番地 7) 6 亘理警察署 (亘理郡亘理町字日鏡61番地21)</p>	<p>1 法第94条第1項の規定による免許証の記載事 項の変更の届出の受理 2 法第104条の4第1項の規定による免許の取 消しの申請の受理 3 法第107条第1項及び第107条の10第1項の規 定による運転免許証等の返納の受理 4 南三陸警察署の管轄区域に住所を有する者に 対する 次の事務 (1) 法第91条の規定による条件の変更（眼鏡等 の条件の変更に限る。）の申請の受理 (2) 法第94条第2項の規定による免許証の再交 付の申請の受理 (3) 法第101条第1項の規定による免許証の更新 の申請及び法第101条の2第1項の規定による 更新期間前における免許証の更新の申請の 受理</p>
---	--

<p>気仙沼警察署、南三陸警察署、若柳警察署、 築館警察署、鳴子警察署、白石警察署、角 田警察署及び亘理警察署を除く警察署</p>	<p>所を有する者 (5) 角田警察署の管轄区域のうち丸森町に住所 を有する者 (6) 亘理警察署の管轄区域のうち山元町に住所 を有する者</p>
---	---

2 施行規則第29条第3項(第29条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第30条の9第3項に定める申請書に申請用写真を添付する必要がある場合は、宮城県運転免許センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターにおいて申請又は申出を行う場合とする。ただし、当該申請又は申出を行う者が、法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請を併せて行う場合又は免許の効力が停止されている場合は、この限りでない。

第30条第1項の表気仙沼警察署の項を次のように改める。

<p>気仙沼警察署</p>	<p>1 法第97条の2第1項第2号の規定による卒業 免許試験 2 小型特殊免許及び原付免許の運転免許試験 3 試験実施日 毎週水曜日(休日(宮城県の休日を除く。) 例(平成元年宮城県条例第10号)第1条第1項 に規定する県の休日を含む。)</p>
---------------	--

第30条第2項中「行う審査」を「行う運転免許に係る審査(以下この条において「審査」という。)」に改める。

第31条第1項中「別に定める」を「警察本部長が定める」に改める。

第33条を次のように改める。

(臨時適性検査等の通知)

第33条 法第102条第3項及び法第107条の4第1項に規定する臨時適性検査の通知は、警察本部長が定める様式により行うものとする。

2 法第90条第8項及び法第103条第6項の規定による適性検査の受検命令及び診断書の提出命令は、

警察本部長が定める様式により行うものとする。
第33条の次に次の2条を加える。

(運転経歴証明書の申請等)

第33条の2 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の申請等に関する事務は、次の表の左欄に掲げる免許センター又は警察署において、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を行うものとする。

免許センター又は警察署	経歴証明書の種類
1 宮城県運転免許センター 2 宮城県警察石巻運転免許センター 3 宮城県警察古川運転免許センター 4 宮城県警察仙南運転免許センター 5 気仙沼警察署 6 南三陸警察署	1 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請の受理 2 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出の受理 3 施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請の受理 4 施行規則第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納の受理
気仙沼警察署及び南三陸警察署を除く警察署	1 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請の受理 2 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出の受理 3 施行規則第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納の受理

2 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請は、様式第30号の運転経歴証明書交付申請書を提出して行うものとする。

3 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出は、様式第30号の2の運転経歴証明書記載事項変更届を提出して行うものとする。

4 施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請は、様式第30号の3の運転経歴証明書再交付申請書を提出して行うものとする。

5 施行規則第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納は、様式第30号の4の運転経歴証明書返納届を提出して行うものとする。

6 運転経歴証明書交付申請書に申請用写真を添付する必要がない場合は、宮城県運転免許センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターにおいて申請を行う場合とする。
(免許証等の返納手続)

第33条の3 法第107条第1項の規定による免許証の返納及び第107条の10第1項の規定による国外運転免許証の返納は、様式第31号の運転免許証返納届を提出して行わなければならない。

第34条第1項中「、第6号、第7号、第15号及び第17号」を「から第4号まで、第6号、第7号、

第10号及び第15号から第17号まで」に改め、「(以下「運転教育課長」という。)を、第2号から第4号まで及び第16号については法第108条の2第3項の規定により委託された者から運転教育課長」を削り、「第8号」の次に「、第9号及び第11号」を加え、同条第2項の表中

「	1 宮城県警察石巻運転免許センター 2 宮城県警察古川運転免許センター 3 宮城県警察仙南運転免許センター	1 原付講習 2 運転免許証更新時講習	を
---	---	------------------------	---

「	1 宮城県警察石巻運転免許センター 2 宮城県警察古川運転免許センター 3 宮城県警察仙南運転免許センター 気仙沼警察署及び南三陸警察署	1 原付講習 2 運転免許証更新時講習 運転免許証更新時講習	」に改める。
---	---	--------------------------------------	--------

第34条の2を削る。

第35条を次のように改める。

第35条 削除

第41条第4項第3号中「第117条の4第8号」を「第117条の4第4号」に改め、同項第4号中「第211条第1項」を「第211条第2項」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第111条関係)

番号	路線名	区	間
1	東北縦貫自動車道弘前線	白石市越河字荒井地内福島県境から栗原市金成方馬合手柵地内岩手県境まで	
2	東北横断自動車道酒田線	柴田郡村田町大字足立字中ノ久保地内から柴田郡川崎町大字今宿字石橋地内山形県境まで	
3	一般国道4号	白石市越河字樋口地内福島県境から栗原市金成有壁下大沢田地内岩手県境まで	
4	一般国道4号	仙台市若林区土樋104番6先から仙台市青葉区本町三丁目9番2号先まで	
5	一般国道4号	仙台市太白区長町一丁目121番1先から仙台市青葉区土樋一丁目114番2先まで	
6	一般国道4号	名取市植松字人生341番1先から仙台市太白区八本松一丁目27番17先まで	
7	一般国道4号	栗原市築館字沢入72番1先から栗原市築館源光101番7先まで	

8	一般国道6号	亶理郡山元町坂元字大森地内福島県境から 岩沼市藤波二丁目7番1号まで
9	一般国道6号複線 (38)	亶理郡山元町大平字新平88番地先から 亶理郡山元町大平字新平98番3号まで
10	一般国道6号(仙台 東部道路)	亶理郡亶理町逢隈牛袋字北新丁19番先から 仙台市宮城野区中野字柳原40番7号まで
11	常磐自動車道	亶理郡山元町大平字新平110番7号先から 亶理郡亶理町逢隈中泉字新田39番1号まで
12	一般国道45号	仙台市青葉区本町三丁目9番2号先から 気仙沼市松川149番先まで
13	一般国道45号(三陸 縦貫自動車道)	仙台市宮城野区中野字柳原40番7号先から 宮城郡利府町春日字山岸2番3号まで
14	一般国道45号(三陸 縦貫自動車道)	宮城郡松島町根廻字桐田15番1号先から 登米市東和町米谷字岩の沢57番地先まで
15	一般国道47号	大崎市古川字本鹿島256番1号先から 大崎市雫子温泉字西原33番4号山形県境まで
16	一般国道47号(仙台 北部道路)	宮城郡利府町加瀬字松岡地内先から 黒川郡富谷町穀田字松葉55番12号先まで
17	一般国道108号	遠田郡涌谷町字下道78番1号(南向側)から 大崎市古川字上古川屋敷77番1号まで
18	一般国道286号	仙台市太白区鹿野二丁目20番1号先から 仙台市太白区山田字清太原地内先まで
19	一般国道286号	名取市高館熊野堂字余方川端無番地先から 名取市高館熊野堂字余方川端無番地先まで
20	一般国道286号	仙台市太白区坪沼字赤石山2番40号先まで
21	一般国道286号	柴田郡川崎町大字支倉字中原真山15番1号先から 柴田郡川崎町大字今宿字石橋33番1号先まで
22	主要地方道井土長町 線	仙台市若林区河原町二丁目5番1号先から 仙台市太白区長町一丁目119番1号先まで
23	主要地方道塩釜吉岡 線	宮城郡利府町中央三丁目13番2号先から 宮城郡利府町利府字新堀橋116番1号先まで
24	主要地方道塩釜吉岡 線	宮城郡利府町沢乙字根沢4番5号先から 黒川郡大和町落合舞野字渉戸栗95番3号先まで
25	主要地方道仙台松島 線	宮城郡利府町神谷沢字館ノ内2番2号先から 宮城郡松島町根廻字桐田15番1号先まで
26	主要地方道仙台松島 線	仙台市宮城野区岩切一丁目294番3号先から 仙台市宮城野区岩切字羽黒前2番20号先まで
27	主要地方道塩釜亶理 線	多賀城市町前三丁目5番1号先から 多賀城市町前一丁目186番地先まで

28	主要地方道塩釜亶理 線	仙台市宮城野区中野字沼頭4番2号先から 仙台市若林区藤塚字中道下地内先まで
29	主要地方道塩釜亶理 線	名取市関上一丁目無番地先から 岩沼市下野郷字新田1番2号先まで
30	主要地方道塩釜亶理 線	亶理郡亶理町荒浜字篠子橋6番1号先から 亶理郡亶理町字日館61番21号先まで
31	主要地方道塩釜港線	塩竈市港町一丁目75番地先から 塩竈市港町二丁目127番地先まで
32	主要地方道仙台空港 線	名取市下増田字小沼55番1号先から 名取市植松字新橋105番1号先まで
33	主要地方道仙台塩釜 線	仙台市若林区六丁の目西町23番1号先から 仙台市宮城野区高砂一丁目31番7号先まで
34	主要地方道仙台塩釜 線	多賀城市町前一丁目125番7号先から 塩竈市港町一丁目75番地先まで
35	主要地方道仙台南イ ソウ一線	仙台市若林区今泉字二本西25番1号先から 仙台市太白区茂庭字人來田中57番先まで
36	主要地方道仙台南イ ソウ一線	仙台市太白区富田字八幡西147番先から 仙台市太白区山田字清太原12番先まで
37	主要地方道塩釜七ヶ 浜多賀城線	塩竈市芦畔町115番2号先から 宮城郡七ヶ浜町遠山四丁目12番195番先まで
38	主要地方道塩釜七ヶ 浜多賀城線	多賀城市八幡四丁目117番1号先から 多賀城市栄四丁目13番3号先まで
39	主要地方道大衡落合 線	黒川郡大衡村大衡字平林86番1号先から 黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢41番1号先まで
40	主要地方道仙台三本 木線	黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢41番1号先から 黒川郡大和町落合舞野字庚申28番1号先まで
41	主要地方道亶理大河 原川崎線	柴田郡村田町大字村田字反町6番4号先から 柴田郡村田町大字村田字北塩内89番1号先まで
42	主要地方道岩沼蔵王 線	柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐3番1号先から 柴田郡村田町大字村田字広畑52番1号先まで
43	一般県道荒浜原町線	仙台市若林区大和町五丁目712番1号先から 仙台市若林区木ノ下二丁目27番8号先まで
44	一般県道亶理イソ ウ一線	亶理郡亶理町逢隈中泉字大原236番地先から 亶理郡亶理町逢隈牛袋字北新丁20番2号先まで
45	一般県道岩沼海浜線 地線	岩沼市押分字須加原129番1号先から 岩沼市米広二丁目340番4号先まで
46	一般県道利府岩切停 車場線	宮城郡利府町菅谷台四丁目41番6号先から 宮城郡利府町神谷沢字化粧坂66番1号先まで
47	一般県道石巻港イソ ウ一線	石巻市門脇字元明神1番1号先から 奥松島市赤井字八反谷地50番1号先まで

様式第28号（第28条関係）

運転免許の条件 変更 申請書

宮城県公安委員会 様

申請日 年 月 日

① 資料区分 5日	住所 〒114-8501 東京都目黒区		② 氏名 （姓） （名）	③ 性別 男・女
④ 生年月日 昭和・大正・昭和・平成	年	月	日	⑤ 住所 宮城県
⑥ 交付番号	年	月	日	⑦ 取得年月日 年 月 日
⑧ 免許証番号	年	月	日	⑨ 処理区分
⑩ 免許の種類 普通自動車 大型自動車 大型自動二輪車 小型自動車 小型自動二輪車 原付自転車 特殊自動車 特殊自動二輪車 特殊原付自転車	年	月	日	⑪ 条件コード
⑫ 既に受けている免許の条件				
⑬ 変更後の免許条件				

注 既に受けている免許の条件は、免許証のとりかえしていただく。

様式第30号及び様式第30号の2を次のように改める。

